

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。これにつきましても、すでに印刷配付をいたしておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第4、議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長 岡部君

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定につきまして、提案説明をさせていただきます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下、「番号法」とします。）の施行に伴い、番号法第9条により定められている事務および、本町で独自利用を行う事務について、また、番号法第19条に基づく情報の提供について定め、個人番号の利用及び特定個人情報の照会・提供を可能とし、事務の運用、関係機関との連携を妨げないようにするためのものです。

条例の内容でございますが、第1条は、本条例にて番号法第9条に基づき取り扱い事務の内容を、また番号法第19条に基づき関係機関において情報の共有を可能とするために規定するものです。

第2条は、本条例の用語の意義を定めるものです。

第3条は、個人番号の利用及び情報の提供に関し、町としての責務を定めるものです。

第4条は、個人番号を取り扱う事務について別表第1（事務内容）および別表第2（該当事務において利用する情報）のとおり定義し、その利用範囲を定めるものです。

第5条は、別表第3（関係機関による情報の照会と提供）に掲げる機関が同表に掲げる機関に対し情報を提供するために定めるものです。

第6条は、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めることが出来るようにするものです。

2ページをご覧ください。

附則として、この条例は平成28年1月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく、ご審議いただきますようお願い申し上げます。